

第7章

生活排水処理の現状と課題

1. 生活排水処理の状況
 - 1) 生活排水処理体系
 - 2) 処理形態別人口と生活排水処理率の推移
 - 3) 浄化槽汚泥量と収集し尿量の推移
 - 4) 既定計画の達成状況と評価
2. 水質環境に関する状況
3. 課題のまとめ

第7章 生活排水処理の現状と課題

1 生活排水処理の状況

1) 生活排水処理体系

(1) 生活排水処理の概要

指宿市では、公共下水道（事業計画区域面積 542ha：平成 28 年 9 月に事業計画策定（変更）は平成 27 年度末時点で約 466ha が整備済みで、下水道整備率（年度末の住民基本台帳人口に対する下水道処理人口の割合）は約 26.7%となっています。

公共下水道が整備されていない地域では、合併処理浄化槽設置の普及・促進により、生活排水処理率の向上を図っています。合併処理浄化槽人口普及率（年度末の住民基本台帳人口に対する合併処理浄化槽処理人口の割合）は次第に増加してきており、平成 27 年度末時点で約 33.0%となっています。

浄化槽には、し尿・生活雑排水を共に処理する合併処理浄化槽の他、し尿のみを処理する単独処理浄化槽がありますが、現在では単独処理浄化槽の設置及び製造は原則として認められなくなりました。このため、指宿市では単独処理浄化槽処理人口は徐々に減少しています。

また、非水洗化であるし尿汲み取り便槽についても、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及に伴い、年々減少傾向しています。しかしながら、未だ単独処理浄化槽やし尿汲み取り便槽の世帯から排出される生活雑排水は、未処理のまま河川などに放流され、水質汚濁の要因となっているのが現状です。

(2) 生活排水処理体系と処理主体

指宿市の生活排水処理体系を図7-1に、生活排水の処理主体を表7-1に示します。

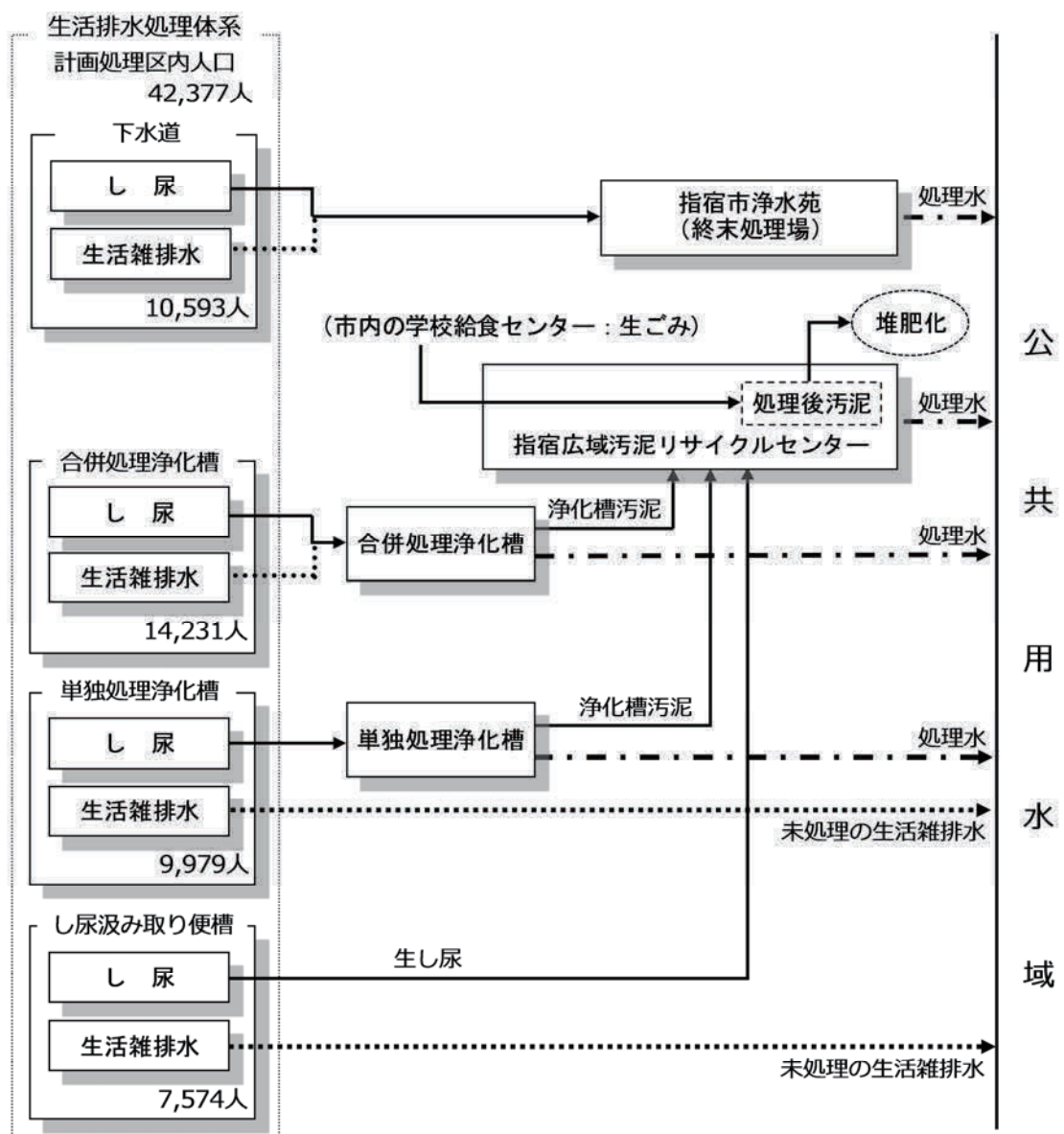


図7-1 指宿市の生活排水処理体系（平成27年度）

表7-1 生活排水の処理主体（現状）

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿, 生活雑排水	指宿市
合併処理浄化槽	し尿, 生活雑排水	個人
単独処理浄化槽	し尿	個人
し尿汲み取り便槽	し尿	個人
指宿広域汚泥リサイクルセンター	収集し尿, 浄化槽汚泥	指宿広域市町村圏組合

(3) し尿処理施設等の概要

① 公共下水道

公共下水道事業及び終末処理場の概要を表7-2に、公共下水道事業計画区域を図7-2に示します。

指宿市では、昭和61年3月より旧指宿市において公共下水道の供用を開始し、年度ごとに整備を進めています。公共下水道に排出されたし尿及び生活雑排水は、終末処理場である指宿市浄水苑にて処理されたのち、公共用水域に放流しています。

表7-2 公共下水道事業及び終末処理場の概要

公共下水道事業 概要	
事業計画区域	① 542.0ha
整備面積	② 465.6ha
整備率	②/① 85.9%
処理区域内人口	③ 11,317人
接続人口	④ 10,593人
接続率	④/③ 93.6%
終末処理場（指宿市浄水苑） 概要	
	
所在地	128,000m ³ /日
処理方式	標準活性汚泥法
供用開始	昭和61年3月
敷地面積	42,000m ²
流入汚水量	月平均 199,633m ³
流入汚水水質 (BOD)	月平均 168mg/ℓ
処理後水質 (BOD)	月平均 0.34mg/ℓ

資料：都市整備課

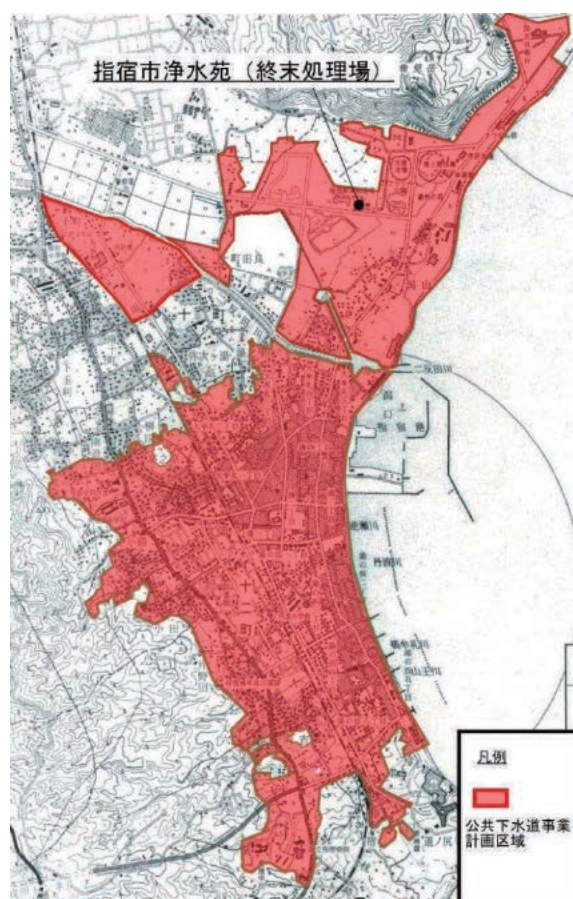


図7-2 公共下水道事業計画区域

② し尿処理施設

し尿処理施設の概要を表 7-3 に、し尿処理施設等の位置を図 7-3 に示します。

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、平成 24 年度から、指宿広域市町村圏組合のし尿処理施設である「指宿広域汚泥リサイクルセンター」で処理を行っています。

なお、処理後に発生する汚泥と市内の学校給食センターから排出される生ごみを混ぜて肥料を製造することにより資源化を図り、肥料は市民や団体等に配布しています。(図 7-4、表 7-4)

表 7-3 し尿処理施設の概要

指宿広域汚泥リサイクルセンター	
所在地	指宿市開聞仙田 7 1 1 番地 4
収集区域	指宿市，南九州市穎娃町
処理能力	し尿及び浄化槽汚泥 134kℓ/日，生ごみ 240kg/日 (生し尿 27kℓ，浄化槽汚泥 107kℓ)
処理方式	浄化槽汚泥混入比率の高い脱窒素処理方式 (膜分離) + 高度処理
資源化	堆肥化
供用開始	平成 24 年 4 月
敷地面積	8,055.19m ²

資料：指宿広域市町村圏組合



図 7-3 し尿処理施設等の位置



表 7-4 堆肥「指宿広域みのりの大地」配布実績

年度	配布数	備考
平成 24 年度	8,334 袋	9 月より配布開始
平成 25 年度	20,370 袋	
平成 26 年度	15,741 袋	4 月より袋代 50 円徴収
平成 27 年度	15,535 袋	

図 7-4 堆肥「指宿広域みのりの大地」

2) 処理形態別人口と生活排水処理率の推移

指宿広域汚泥リサイクルセンターが供用開始した，平成24年度以降の処理形態別人口と生活排水処理率の推移を表7-5及び図7-5，図7-6に示します。

生活排水処理率は，平成27年度で58.6%に達し，平成24年度より5.1%高い値を示しています。

表7-5 処理形態別人口と生活排水処理率の推移

区 分	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
1. 計画処理区域内人口	人	44,082	43,533	42,960	42,377
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	人	23,575	24,107	24,469	24,824
(1) コミュニティ・プラント	人	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽	人	12,752	13,309	13,749	14,231
(3) 下水道	人	10,823	10,798	10,720	10,593
(4) 農業集落排水処理施設	人	0	0	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	人	11,548	11,075	10,596	9,979
4. 非水洗化人口	人	8,959	8,351	7,895	7,574
(1) し尿汲み取り便槽	人	8,959	8,351	7,895	7,574
(2) 自家処理	人	0	0	0	0
生活排水処理率*	—	53.5%	55.4%	57.0%	58.6%

※生活排水処理率は，水洗化・生活雑排水処理人口が計画処理区域内人口に占める割合をいいます。

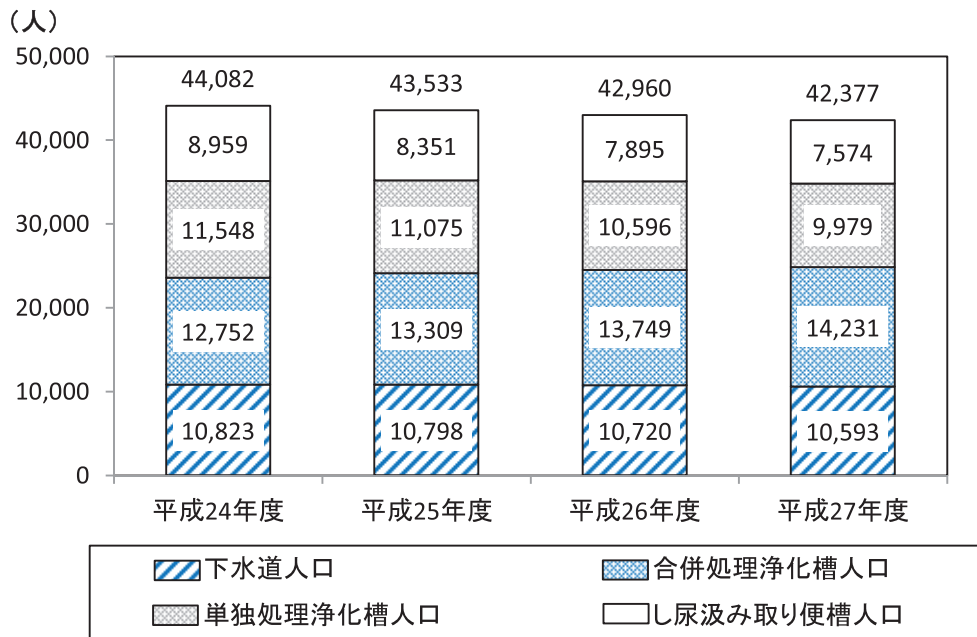


図 7-5 処理形態別人口の推移

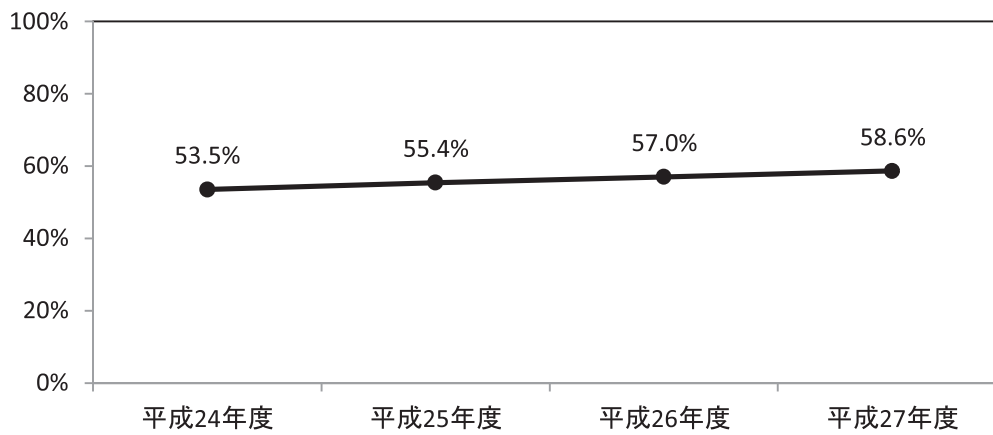


図 7-6 生活排水処理率の推移

3) 浄化槽汚泥量と収集し尿量の推移

指宿広域汚泥リサイクルセンターが供用開始された、平成24年度以降の浄化槽汚泥量と収集し尿量の排出量を表7-6及び図7-7に、排出量原単位を図7-8に示します。

収集し尿量は平成27年度で5,281kℓ/年と、平成24年度より約7.9%減少しましたが、浄化槽汚泥量は平成27年度で23,057kℓ/年と、平成24年度に比べ約2.5%増加しました。これは、「単独処理浄化槽・し尿汲み取り便槽」から「公共下水道・合併処理浄化槽」への切り替えが進んでおり、収集し尿量は減少し、浄化槽汚泥量は増加したものと考えられます。

一方で、浄化槽汚泥の排出量原単位は、合併処理浄化槽汚泥量の標準排出量原単位と比べると、高い値を示しています。これは、指宿市に訪れる観光客数が年間3,938千人、年1日平均10,789人（平成26年度：図2-6、2-7参照）と多いことが影響していると示唆されます。

表7-6 浄化槽汚泥と収集し尿の収集実績

区分	単位	標準原単位※	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
浄化槽汚泥量	kℓ/年	/	22,500	23,030	23,160	23,057
合併処理浄化槽汚泥量	kℓ/年		(15,760)	(16,533)	(16,981)	(17,321)
単独処理浄化槽汚泥量	kℓ/年		(6,740)	(6,497)	(6,179)	(5,736)
収集し尿量	kℓ/年		5,732	5,337	5,392	5,281
浄化槽汚泥量原単位	ℓ/人・日	合併処理浄化槽 1.8 単独処理浄化槽 0.85	2.54	2.59	2.61	2.61
収集し尿量原単位	ℓ/人・日	1.82	1.75	1.75	1.87	1.91

※標準原単位：「汚泥再生処理センター等施設整備系の計画・設計要領（社団法人全国都市清掃会議発行）」より
 ※合併処理浄化槽汚泥量、単独処理浄化槽汚泥量：「標準原単位」、「処理形態別人口」、「浄化槽汚泥量」より推計

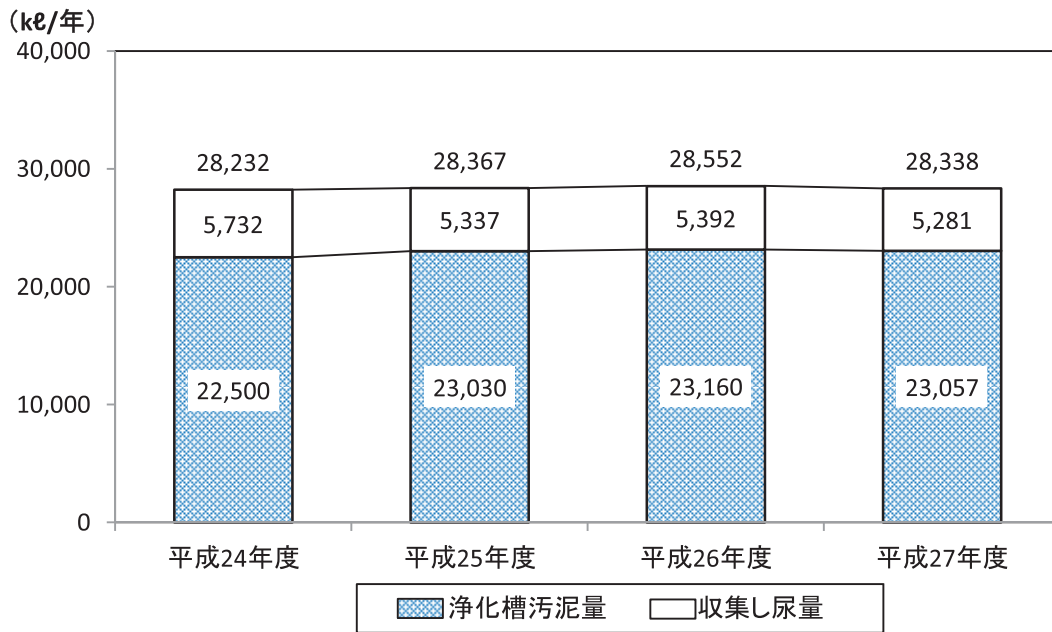


図 7-7 浄化槽汚泥量と収集し尿量の収集実績

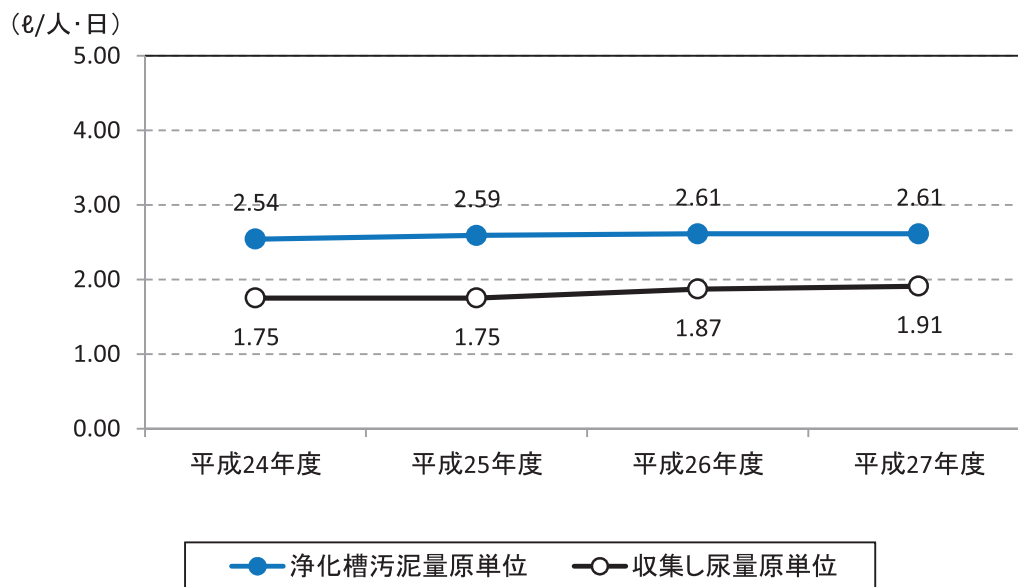


図 7-8 排出量原単位

4) 既定計画の達成状況と評価

(1) 生活排水処理率

平成18年10月に策定した既定計画では、平成23年度、平成28年度及び平成33年度における「生活排水処理率」を表7-7のとおり予測しています。

表7-7 既定計画における生活排水処理率の予測値

項目	実績	予測		
	平成17年度	平成23年度	平成28年度	平成33年度
生活排水処理率	43.7%	54.2%	61.5%	69.4%

既定計画の達成状況を図7-9に示します。

指宿市の生活排水処理率は、平成27年度現在で58.6%を示し、既定計画での予測値とほぼ同程度となっています。「単独処理浄化槽・し尿汲み取り便槽」から「公共下水道・合併処理浄化槽」への切り替えによる効果と見込まれます。

指宿市では、今後も継続して生活排水処理率の向上に取り組むことが望まれます。

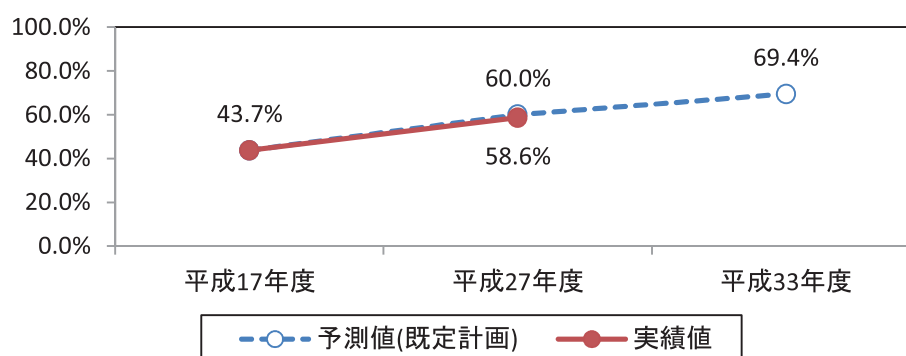


図7-9 既定計画の達成状況 (生活排水処理率)

(2) 浄化槽汚泥及び収集し尿の排出量原単位

浄化槽汚泥の排出量原単位（実績）は平成27年度で2.610/人・日となっており、既定計画における予測値（平成27年度：3.440/人・日）より低い値を示しています。

収集し尿の排出量原単位は平成27年度で1.910/人・日となっており、既定計画における予測値（平成27年度：1.810/人・日）とほぼ同程度の値となっています。

2 水質環境に関する状況

指宿市内を流れる二級河川の水質検査を表 7-8 に，中小河川の水質検査を表 7-9 に，湖沼の水質検査を表 7-10 に，河川・湖沼の水質検査箇所図を図 7-10 に示します。

市内の河川については，環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準が設定されていないため，第二次指宿市環境基本計画において，二級河川は環境基準のB類型，中小河川は環境基準のC類型の生物化学的酸素要求量（BOD）の基準値を目標値として設定することにより，水質の監視等を行っています。中小河川の清水川以外の河川は概ね目標値以内となっています。

市内の湖沼については，環境基準のA類型及びⅡ類型が設定されており，概ね環境基準値以内となっています。池田湖においては「池田湖水質環境管理計画」を策定し，現在，水質汚濁の進行の抑止を図っています。鰻池では生活排水処理施設を設置し，処理後の排水は池外に放流する措置が取られています。

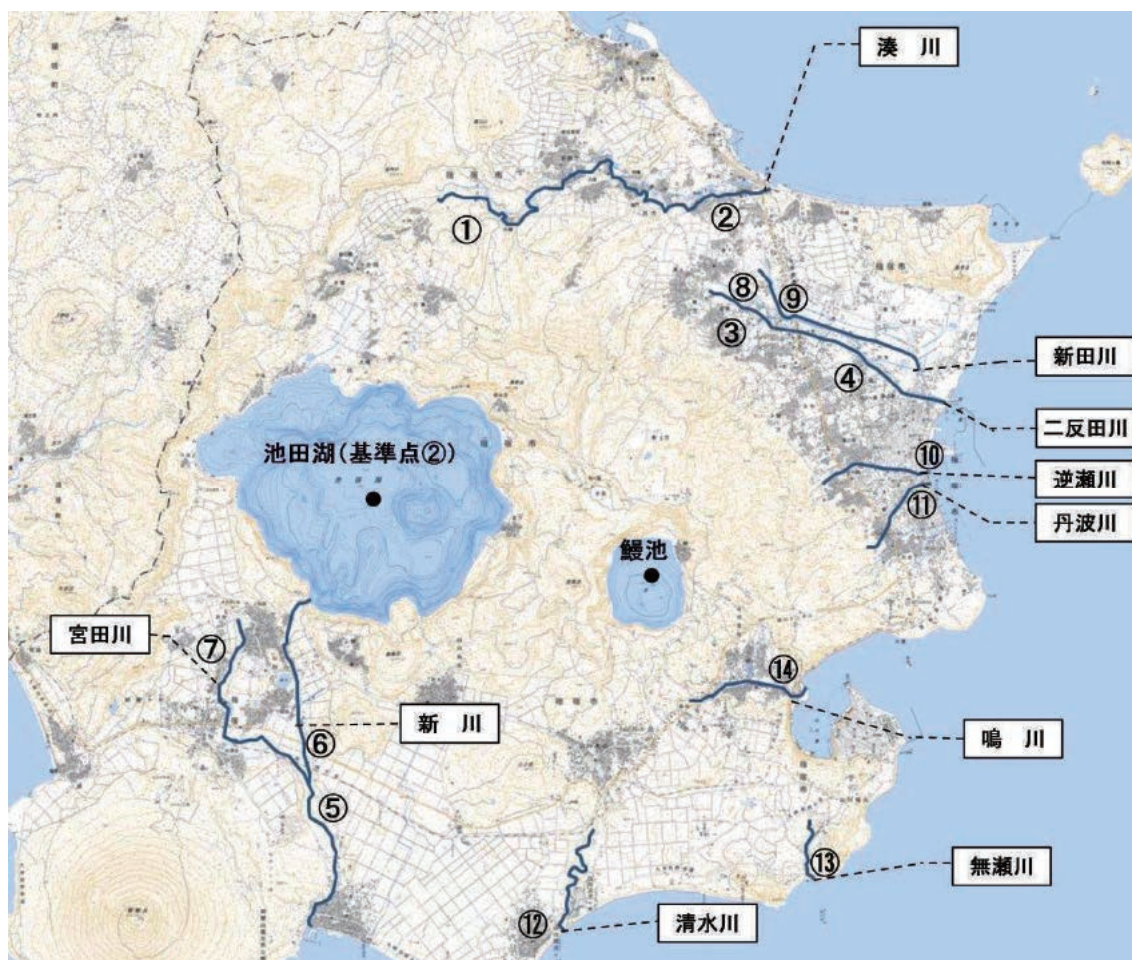


図 7-10 河川・湖沼の水質検査採水箇所図

表7-8 二級河川の水質検査（平成24年度～平成27年度）

地域	河川名	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 BOD (mg/ℓ)	全窒素 T-N (mg/ℓ)	
指宿地域	湊川	① 幸屋橋			
		② 湊川橋			
	二反田川	③ 道下			
		④ 弥次ヶ湯橋			
開聞地域	新川	⑤ 養豚団地			
		⑥ 大段澱粉横			
	⑦ 宮田川 (室屋トンネル出口)				
環境基本計画目標値		参考値:6.5~8.5	3.0以下	—	

資料:環境政策課

※本市の二級河川は、環境基本法に基づく「河川の水質汚濁の環境基準」の類型指定がされていないため、本計画におけるBODの値は、B類型を目標値として設定する。

表 7-9 中小河川の水質検査（平成 24 年度～平成 27 年度）

地域	河川名	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 BOD (mg/ℓ)	全窒素 T-N (mg/ℓ)		
指宿地域	新田川	⑧ クロネコヤマト				
		⑨ 南国殖産 G's 東				
	逆瀬川	⑩				
		丹波川	⑪			
			⑫ 清水川 (中流域)			
山川地域	無瀬川 (下流域)	⑬				
		⑭ 鳴川				
	環境基本計画目標値		参考値: 6.5~8.5	5.0以下	—	

資料: 環境政策課

※本市の中小河川は、環境基本法に基づく「河川の水質汚濁の環境基準」の類型指定がされていないため、本計画における BOD の値は、C 類型を目標値として設定する。

表 7-10 湖沼の水質検査（平成 24 年度～平成 27 年度）

項目名	池田湖（基準点②）	鰻池
水素イオン濃度 pH	<p>環境基準（A類型：6.5～8.5）</p>	<p>環境基準（A類型：6.5～8.5）</p>
化学的酸素要求度 COD (mg/ℓ)	<p>環境基準（A類型：3.0mg/ℓ以下）</p>	<p>環境基準（A類型：3.0mg/ℓ以下）</p>
全窒素 T-N (mg/ℓ)	<p>環境基準（Ⅱ類型：0.2mg/ℓ以下）</p>	<p>環境基準（Ⅱ類型：0.2mg/ℓ以下）</p>
全リン T-P (mg/ℓ)	<p>環境基準（Ⅱ類型：0.010mg/ℓ以下）</p>	<p>環境基準（Ⅱ類型：0.010mg/ℓ以下）</p>

資料：公共用水域及び地下水の水質測定結果（鹿児島県）

※池田湖：CODは全層（表層、15m層、30m層、100m層、200m層）の平均値を示し、COD以外は表層の値を示しています。

※鰻池：CODは全層（表層、20m層、50m層）の平均値を示し、COD以外は表層の値を示しています。

3 課題のまとめ

以上、現状の整理により、指宿市の生活排水処理に係る課題を以下に列挙します。

- ・市民、事業者においては、生活排水の汚濁物質削減のため、調理くずや廃食用油を排水しないよう啓発する必要があります。
- ・公共下水道の事業計画区域内では、速やかに公共下水道に接続するよう推進していく必要があります。
- ・公共下水道の事業計画区域外では、生活排水処理能力のある合併処理浄化槽の普及促進を図っていく必要があります。
- ・合併処理浄化槽を設置している世帯では、法定検査や保守管理及び清掃を実施して適正に管理する必要があります。
- ・単独処理浄化槽及びし尿汲み取り便槽の世帯では、生活雑排水を未処理のまま公共用水域へ放流しているため、公共下水道の事業計画区域内では公共下水道の接続を、事業計画区域外では合併処理浄化槽への転換を促す必要があります。
- ・池田湖・鰻池への集水域においては、水質保全の重要性から、高度処理型合併処理浄化槽の設置に努めるよう、啓発する必要があります。

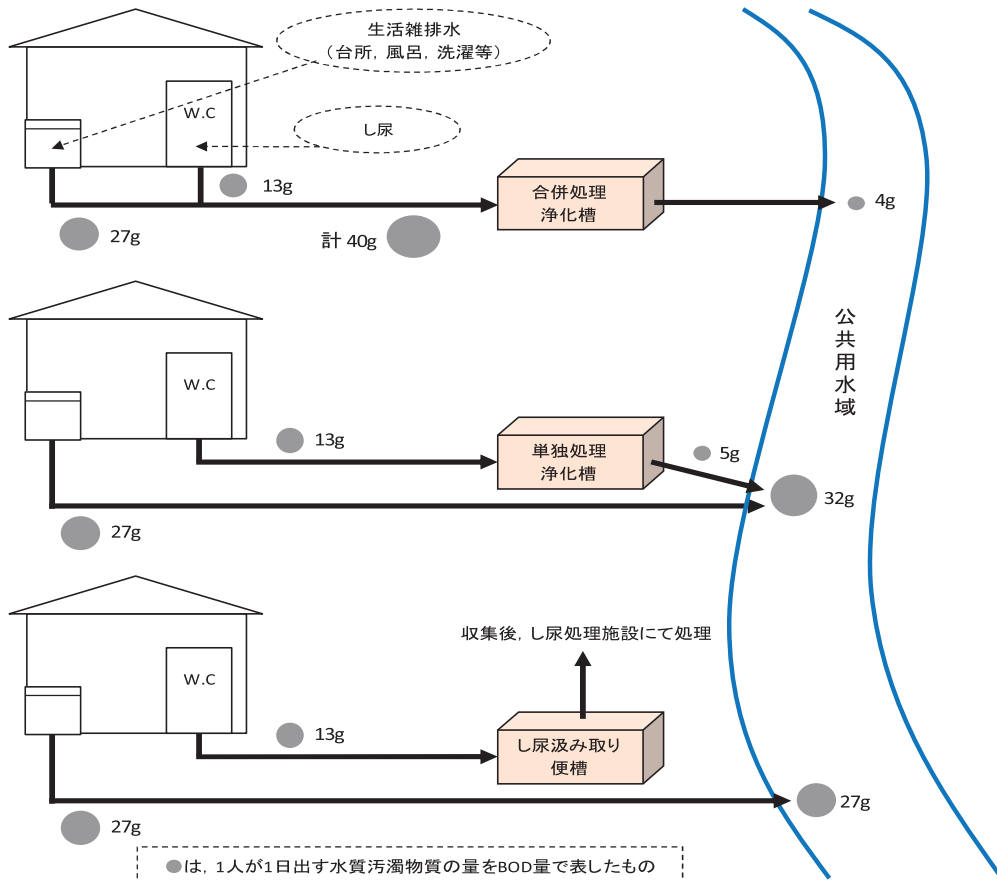


図 7-11 浄化槽とし尿汲み取り便槽における水質汚濁量の比較

第8章

生活排水処理の目標

1. 基本目標及び基本方針
 - 1) 基本目標
 - 2) 基本方針

2. 計画の目標
 - 1) 目標の考え方
 - 2) 処理形態別人口の見込み
 - 3) 浄化槽汚泥量及び収集し尿量の見込み
 - 4) 計画の目標

第8章 生活排水処理の目標

1 基本目標及び基本方針

1) 基本目標

湊川や新川など市内を流れる河川、池田湖や鰻池などの湖沼、鹿児島湾沿岸域及びその周辺環境は、動植物の生育・生息地として、また市民の憩いの場として、次世代に引き継がなければならない貴重な財産です。

河川等の水質保全を図るためには、生活排水に起因する水質汚濁を抑制することが重要です。そのため、指宿市では、公共下水道・合併処理浄化槽等の整備・普及等により、今後とも生活排水対策の充実を図っていきます。

基本目標

水辺に潤いとやすらぎを与える生活環境づくり

2) 基本方針

『水辺に潤いとやすらぎを与える生活環境づくり』の実現に向け、3つの基本方針を掲げ、今後、公共下水道・合併処理浄化槽等の継続的な整備・普及など、生活排水対策の推進や、河川・湖沼・海域の自然浄化能力の向上など総合的な水質保全対策に取り組むことにより、潤いとやすらぎを与える水辺環境を創出します。

基本方針1：生活排水処理率の一層の向上

基本方針2：浄化槽管理と適正処理

基本方針3：水質環境保全に向けた行動の展開

2 計画の目標

1) 目標の考え方

指宿市では、第二次指宿市環境基本計画にて掲げている『みんなでつくる”人”と”環境”にやさしいまち いぶすき』の実現に向けて、今後も継続的に公共下水道への接続や合併処理浄化槽への転換を推進し、生活排水処理率の向上に取り組みます。

そのため、将来目標は環境省の定める「生活排水処理基本計画策定指針」の考え方に基づき、指宿市の将来人口や将来の形態別処理人口の見込みを踏まえ、設定します。

2) 処理形態別人口の見込み

指宿市における平成33年度の処理形態別人口の見込みを表8-1及び図8-1に、生活排水処理率の推移を図8-2に示します。

計画処理区域内人口は、今後も減少する見込みとなっており、平成33年度の計画処理区域内人口は39,172人となっています。そのうち、水洗化・生活雑排水処理人口は27,326人となる見込みで、これは、平成23年度～平成27年度の実績値を基にしたトレンド法により推計しています。

これによると、生活排水処理率は平成27年度の58.6%から、平成33年度には69.8%に増加する見込みとなります。

表 8-1 処理形態別人口の見込み

区 分	単 位	現 在	目 標 年 次
		平成27年度	平成33年度
1. 計画処理区域内人口	人	42,377	39,172
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	人	24,824	27,326
(1) コミュニティ・プラント	人	0	0
(2) 合併処理浄化槽	人	14,231	17,168
(3) 下水道	人	10,593	10,158
(4) 農業集落排水処理施設	人	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	人	9,979	6,735
4. 非水洗化人口	人	7,574	5,111
(1) し尿汲み取り便槽	人	7,574	5,111
(2) 自家処理	人	0	0
生活排水処理率	—	58.6%	69.8%

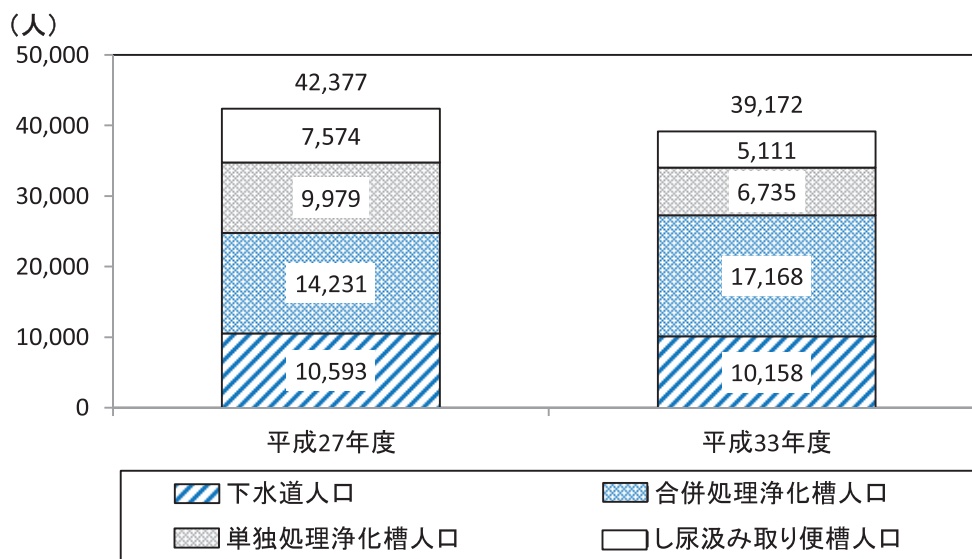


図 8-1 処理形態別人口の見込み

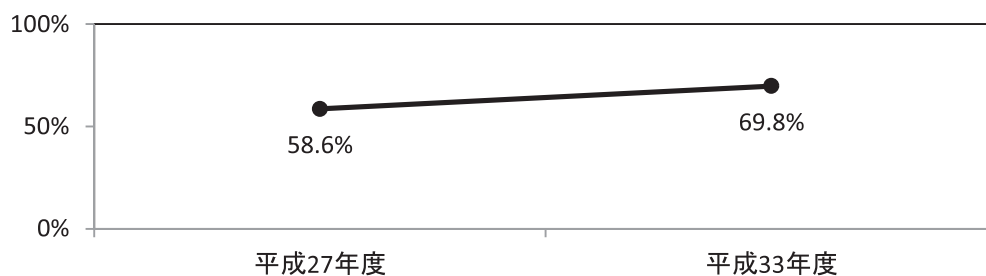


図 8-2 生活排水処理率の見込み

3) 浄化槽汚泥量及び収集し尿量の見込み

(1) 浄化槽汚泥及び収集し尿の計画排出量原単位

計画排出量の原単位を表 8-2 に示します。

計画排出量の原単位は、平成 24 年度から平成 27 年度の 4 年間平均で計画しました。

表 8-2 計画排出量の原単位

区 分	原単位
合併処理浄化槽汚泥	3.38 ℓ/人・日
単独処理浄化槽汚泥	1.60 ℓ/人・日
収集し尿	1.82 ℓ/人・日

(2) 浄化槽汚泥及び収集し尿の計画処理量

浄化槽汚泥及び収集し尿の計画処理量を図 8-3 に示します。

平成 33 年度の合併処理浄化槽汚泥量は、平成 27 年度より約 22.3%増加し、単独処理浄化槽汚泥量は、平成 27 年度より約 31.4%減少する見込みです。

また、平成 33 年度の収集し尿量は、平成 27 年度より約 35.7%減少する見込みです。

これは、「単独処理浄化槽・し尿汲み取り便槽」から「合併処理浄化槽」に付け替える世帯が今後も増加する見通しのためです。

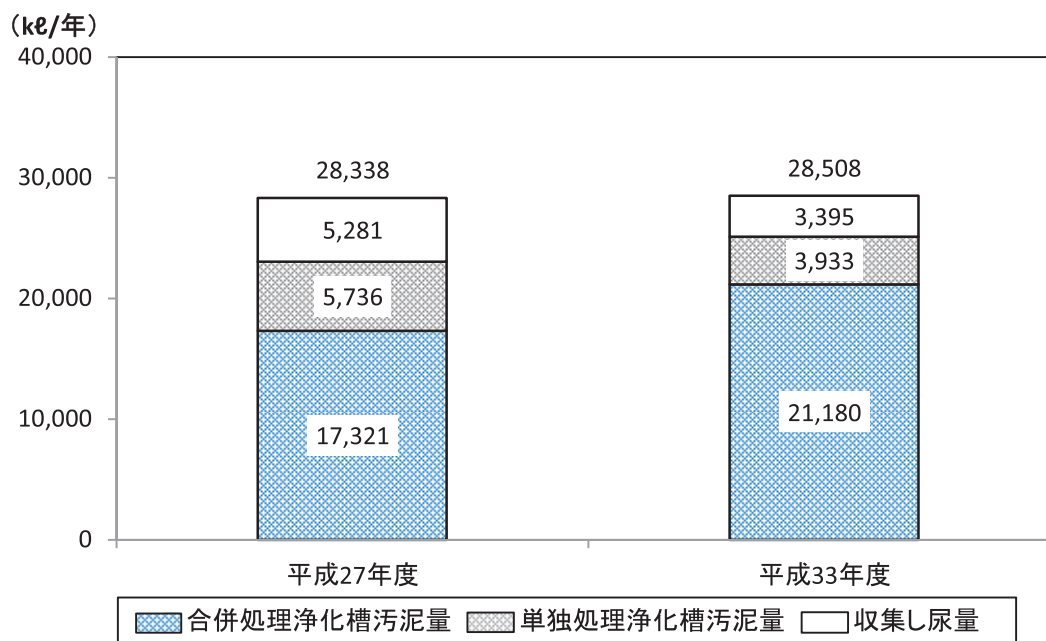


図 8-3 浄化槽汚泥及び収集し尿の計画処理量

4) 計画の目標

生活排水処理における計画の目標を表 8-3 に示します。

公共下水道の事業計画区域内では、公共下水道への接続を促進します。

事業計画区域外においては、合併処理浄化槽の設置を促していきます。

生活排水処理率の向上に取り組むことにより、公共用水域の水質と自然環境の保全に努め、快適で衛生的な居住環境の確保に努めます。

表 8-3 生活排水処理における計画の目標

項目	実績	目標年次	
	平成 27 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
生活排水処理率	58.6%	68.1%	69.4%以上

※平成 32 年度は、上位計画となる第二次指宿市環境基本計画の中間目標年度にあたります。

(1) 生活排水の処理主体

指宿市の目標年次における生活排水の処理主体を表 8-4 に示します。

表 8-4 生活排水の処理主体 (計画)

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿, 生活雑排水	指宿市
合併処理浄化槽	し尿, 生活雑排水	個人
単独処理浄化槽	し尿	個人
し尿汲み取り便槽	し尿	個人
指宿広域汚泥リサイクルセンター	収集し尿, 浄化槽汚泥	指宿広域市町村圏組合

(2) 生活排水を処理する区域

生活排水を処理する区域は、指宿市全域とします。

このうち、公共下水道の事業計画区域内では、公共下水道への接続を推進します。

また、事業計画区域外においては、合併処理浄化槽の設置を促進していきます。

第9章

目標実現に向けた施策の展開

第9章 目標実現に向けた施策の展開

目標の実現に向けた3つの基本方針に基づき、計画期間内に展開する施策と取り組みを次に示すとおり定めます。

基本方針1：生活排水処理率の一層の向上

施策1：公共下水道への接続促進

施策2：単独処理浄化槽・し尿汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換促進

施策3：合併処理浄化槽の設置促進事業の推進

基本方針2：浄化槽管理と適正処理

施策1：適正な浄化槽管理

施策2：効果的な収集運搬体制の確立

施策3：し尿処理施設での適正処理・適正管理

基本方針3：水質環境保全に向けた行動の展開

施策1：市民に向けた情報発信の展開

施策2：環境教育・学習の充実

施策3：各種イベントの開催

基本方針1：生活排水処理率の一層の向上

施策1：公共下水道への接続促進

公共下水道を継続して整備促進し，利用・接続を促進していきます。

施策2：単独処理浄化槽・し尿汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換

単独処理浄化槽及びし尿汲み取り便槽の世帯では，生活雑排水は未処理のまま公共用水域へ放流されています。

指宿市では，単独処理浄化槽及びし尿汲み取り便槽の把握等に取り組み，合併処理浄化槽へ転換する世帯に対して，補助金の交付を行うことで設置を促し，生活雑排水の適正処理を促進します。

施策3：合併処理浄化槽の設置促進事業の推進

合併処理浄化槽の重要性や生活排水処理に対する啓蒙・啓発に努め，合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

基本方針2：浄化槽管理と適正処理

施策1：適正な浄化槽管理

合併処理浄化槽の定期的な保守点検・清掃及び検査の徹底を図ります。

合併処理浄化槽の設置基数が増加してきていることから、単独処理浄化槽の設置基数は減少してきています。一方、市内のなかでは空家も相当数存在しています。このため、許可業者と連携し、収集運搬の機会を活用して、形態別浄化槽の設置状況や汚泥量の把握および浄化槽の適正管理を図っていくことを検討していきます。

また、環境衛生協力会長等を通じて、家庭でできる対策について周知を図ります。

施策2：適正な収集運搬体制の確立

し尿及び浄化槽汚泥は許可業者による収集を行います。

公共下水道の普及に伴う収集量の減少を考慮し、収集体制の合理化・適正化に努めます。

施策3：し尿処理施設での適正処理・適正管理

収集し尿及び浄化槽汚泥は、指宿広域市町村圏組合の保有施設である「指宿広域汚泥リサイクルセンター」で適正処理を行っていきます。また、放流水質の保全のため、定期的な補修整備を行い、適正な運転管理を継続していきます。

さらに、「指宿広域汚泥リサイクルセンター」から発生する脱水汚泥は、給食センターの生ごみとともに当該施設で堆肥化した後、汚泥発酵肥料として農地還元します。

基本方針3：水質環境保全に向けた行動の展開

施策1：市民に向けた情報発信の展開

広報・啓発用のチラシ，ホームページなどを使って，生活排水処理の重要性や利用促進について，継続的かつ効果的に情報を発信していきます。

また，LOVEいぶすき（マイエンザ）は，環境浄化微生物資材であり，水質浄化機能の向上などの効果が認められていることから，市民に向けた情報発信に努めます。

施策2：環境教育・学習の充実

水辺の見学会，学習会，講演会などを行い，公共下水道・合併処理浄化槽を利用することによる環境保全や発生源における水質保全対策について，広く知識・情報を提供します。

施策3：各種イベントの開催

水質汚濁防止や水環境の保全などをテーマとした講演会，シンポジウム，フェスティバルなどを開催し，水質環境保全意識の高揚を図ります。

第 10 章

生活排水処理の方向性

1. 公共下水道の整備・接続促進
2. 収集・運搬計画
3. 中間処理計画・最終処分計画・
資源化有効利用計画

第10章 生活排水処理の方向性

1 公共下水道の整備・接続促進

公共下水道事業計画区域を有する「指宿地域」では、人口減少を勘案する必要があるものの、順次整備される施設に対し、供用が可能な地区にあつては公共下水道への接続を促していきます。

2 収集・運搬計画

1) 基本的な考え方

収集し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、これまで通り収集運搬許可業者により行っていきます。

市内各地域の実情にあつたルート・収集区域の検討を行いながら収集運搬体制を確立していきます。

なお、汲み取り世帯への水洗化への働きかけを継続していきます。

2) 浄化槽の適正管理

合併処理浄化槽の設置基数が増加してきていることから、単独処理浄化槽の設置基数は減少してきています。一方、市域のなかでは空家も相当数存在しています。

このため、許可業者と連携し、収集運搬の機会を活用して、形態別浄化槽の設置状況や汚泥量の把握および浄化槽の適正管理を図っていくことを検討していきます。

3 中間処理計画・最終処分計画・資源化有効利用計画

1) 基本的な考え方

収集し尿及び浄化槽汚泥は、今後も指宿広域市町村圏組合の保有施設である「指宿広域汚泥リサイクルセンター」で適正処理を行っていきます。また、放流水質の保全のため、定期的な補修整備を行い、適正な運転管理を継続していきます。

「指宿広域汚泥リサイクルセンター」から発生するし渣は、脱水処理後、場外搬出され、指宿広域クリーンセンターで焼却処理します。また、焼却残渣と「指宿広域汚泥リサイクルセンター」から発生する沈砂は、広域最終処分場で埋立処分します。

2) 「指宿広域汚泥リサイクルセンター」から発生する脱水汚泥の管理

脱水汚泥は、今後とも給食センターの生ごみとともに当該施設で堆肥化した後、汚泥発酵肥料として農地還元します。

(参考資料)

平成 29 年 3 月 30 日

指宿市長 豊留 悦男 様

指宿市廃棄物減量等推進審議会
会 長 佐 藤 寛

指宿市一般廃棄物（ごみ及び生活排水）処理基本計画の
改訂について（答申）

平成 29 年 2 月 6 日付け指市環第 288 号で諮問のあった、指宿市一般廃棄物処理基本計画の改訂については、審議した結果、妥当であると認めましたので、別添「指宿市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）」のとおり答申いたします。

なお、審議過程において出された意見・提言を下記のとおり付しますので、今後の一般廃棄物処理行政の推進にあたっては、これらの意見を十分に尊重するとともに、市民及び事業者と一体となった取り組みが行われるよう要望します。

記

付帯意見

- (1) 市民への広報については、ごみの減量・資源化の理由を明確にし、市民一人ひとりの責任や意識の向上に繋がるような広報に努めること。
- (2) リサイクル過程や資源化後の再利用方法など、市民が関心を持つような広報に努めること。
- (3) 行政のリサイクル活動だけでなく、民間のリサイクル活動など、幅広い情報提供に努めると共に、先進的な事業のモデル導入を検討するなど、より一層のリサイクル活動に努めること。
- (4) 災害廃棄物処理計画について、関係機関と連携し早期の策定に努めること。
- (5) 高齢化社会の進行に伴う粗大ごみ以外の戸別収集の導入についても、コミュニティの維持を考慮しつつ、今後、調査・研究をしていただきたい。

指宿市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）

平成 29 年 4 月

発行 指宿市
編集 指宿市 市民生活部 環境政策課
〒891-0497 鹿児島県指宿市十町 2424 番地
電話 (0993) 22-2111

